

(表 4 - 1) 県内管理型最終処分場 (処分業者) の残容量と年間処理量 (㎡)

残 容 量 (㎡)	年間処理量 (㎡)	残年数 (年)
516,332	98,433	5.2

注) 年間処理量は、過去 3 年間の処理量から算出しており、この中には一般廃棄物や県外からの搬入分も含まれる。

一方、今後の管理型廃棄物最終処分量 (委託処理分) の将来予測は、表 4 - 2 のとおり、ほぼ現状 (平成 1 2 年度) の水準で推移すると予測されます。

(表 4 - 2) 管理型廃棄物・最終処分量 (委託処理分) の将来予測

(単位: ㎡)

平成 1 2 年度 (現 状)	平成 1 7 年度	平成 2 2 年度
70,868	71,000	72,000

このため、新たな管理型最終処分場を確保する必要がありますが、国の基本方針では、産業廃棄物の最終処分場については、平成 2 2 年度において、要最終処分量の 5 年分程度を確保できるよう整備することを目標とするとされており、この目標を達成するためには、少なくとも約 7 0 万 ㎡程度の管理型最終処分場を確保する必要があります。

しかし、近年、産業廃棄物処理施設については、住民の反対運動等から、新・増設は極めて困難な状況であり、現状のまま推移すれば、県内で発生する産業廃棄物について最終処分場の不足による不法投棄の増加や地域経済への影響が懸念されます。

したがって、今後、民間動向等を踏まえたうえで、管理型最終処分場を中心に一般廃棄物と産業廃棄物との合理的な共同処理等も視野に入れながら市町村や排出事業者などと連携を図り公共関与による整備について調査・検討を行うとともに、国の広域的な廃棄物処理センター構想への参画も併せて検討します。

第 4 節 不法投棄等不適正処理の防止

廃棄物の不法投棄等不適正処理については、環境汚染を招くおそれがあるばかりでなく、県民の廃棄物処理に対する信頼を損ねており、不法投棄等の根絶を目指して未然防止と現状回復等発生後の速やかな対応を図るため、次のような取組みを行います。

1 監視指導体制の整備

不法投棄等不適正処理の未然防止、早期発見を図るため、①廃棄物監視指導員を県内 1 0 の全保健所に配置し、監視パトロールの実施、②山間部、海岸等を中心にした航空機による空からの監視、③廃棄物 1 1 0 番を設置し、県民からの通報や情報収集、④警備会社に休日・夜間等の特別監視の委託実施、⑤県・警察・海上保安部・市町村で構成する不法投棄対策連絡会議で関係機関の連携等監視指導を充実します。

なお、郵便局の協力やボランティアによる通報・監視体制の導入を進めます。

2 啓発及び連携

不法投棄のほとんどが排出事業者によるものであり、県民を含む排出事業者に対し

て、市町村など関係機関と協力して啓発を行い不法投棄等不適正処理の未然防止に努めます。なお、悪質な事案については、熊本県生活環境保全等条例に基づき氏名公表を行うほか、行政処分等厳正に対処するとともに、警察等との連携を強化して解決を図ります。

3 現状回復の方策

不法投棄等不適正処理については、規模が拡大し現状回復が困難になる前に措置を講じる必要があります。このため、監視パトロールや県民からの情報などにより早期発見に努め、原因者負担の原則から、実行行為者による早期改善に努めます。行為者が判明しない場合、排出事業者責任や土地所有者等の清潔の保持義務の観点から、状況に応じて、排出事業者やその土地の所有者等に対しても協力を求め、市町村と連携して、改善に努めます。また、(社)熊本県産業廃棄物協会が設置運営している熊本県環境保全推進基金について、基金の増額や用途について関係者と協議・検討し、その効果的な運用に努めます。

第 5 章 その他配慮すべき事項

1 環境学習、環境教育の推進

廃棄物問題は、県民一人一人のライフスタイルや事業活動と密接に係わっており、それを解決し、循環型社会の構築を進めていくうえで、それぞれの主体が、自らの日常行動や事業活動が、環境にどのような影響を及ぼすかなどについて十分な認識を持ち、実際の行動に生かしていく必要があります。このため、各種広報媒体等により分かりやすい情報を県民に提供するとともに、廃棄物に関する正しい知識の普及啓発を図り、県民自らの責任の自覚と日常生活での実践を促します。また、「動く環境教室」の実施、「こどもエコクラブ」の活動支援等環境センターによる環境学習の支援や大学と連携した環境学習の機会の提供等に努めるほか市町村、教育委員会等関係機関と連携しながら家庭、地域社会、学校、職場等のあらゆる場における環境学習の充実に努めます。

特に、学校教育における環境教育を推進するため、熊本県環境教育基本指針を踏まえ、環境教育ガイドライン（仮称）を策定し、年少期からごみ問題を含む環境問題への共通理解や参加意欲の高揚に努めます。

注)「環境教育ガイドライン（仮称）」：学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて、環境教育を総合的かつ効果的に進めるため、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校における教育全体を見通して、環境教育を進める上での基本的な考え方を示すとともに、児童生徒の発達段階ごとの環境教育の視点とねらいを明らかにしている。

注) こどもエコクラブ：子どもたちが、地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成 7 年 6 月から募集し、発足したクラブである。各クラブは、小中学生数人から 20 人程度で構成され、大人（保護者等）がサポーターとして助言・連絡を行っている。